

エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議
(略称 藤沢エコネット)



主 事
な 記
事

- ・COP10東西問題から南北問題へ
- ・淡水魚が生息できる環境を
- ・武田薬品の焼却炉稼働を止める要請
- ・環境基本条例改定への課題

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳
☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)
<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

COP10 東西問題から南北問題へ

1989年にソ連体制が崩壊してから、人類の脅威は、それまで主要な脅威であった東西問題(核戦争)のかなりの部分が、南北問題(テロと気候変動)へ移行したとされる。“「体制間の緊張」から「先進国と途上国の間の格差」へ”、とも言える。気候変動問題は地球環境問題であり、生物多様性を含む。南北問題の象徴が(1)「CO₂削減の分担」とともに(2)「生物資源利用の利益配分」である。名古屋で10月18日—29日に行なわれたCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)において、論議の中心は(2)であった。(1)を解決する基礎になる原則は、気候変動枠組条約で示された、“共通であるが差異のある責任”であるが、この原則は昨年12月のCOP15(気候変動枠組条約第15回締約国会議)では、先進国と途上国の対立によって、日の目を見なかった。COP10で問われたのも、この原則である。この原則に立って大局観をもって処理されなければ、対立は続き、温暖化と多様性破壊の危機は深化する。問題をさらに複雑にしてきたのが、中国の台頭である。中国は途上国と称してきたが、新しい体制の経済・軍事大国へと変貌してきた。新たな東西問題の発生であり、各地で緊張と摩擦を生んでいる。

COP10では、「生物多様性」の理念問題は簡単に決着してマイナーな問題となり、実益問題がメジャーな問題となった。本来ならばこの逆であるべきであろう。そして「多様性」を守る制度(レジーム)問題が主要な問題となるべきではないであろうか。たとえば日本では、外来種問題がある。固有の生態系を維持するには、国際的にまたは国内的に何をなすべきなのか。このことが理念問題としてではなくて、制度問題として、各国を拘束する形で合意されなければならない。急速に種の絶滅が進行している現在、多様性条約の本来の精神が生かされるべきではないだろうか。

川崎 健(東北大学名誉教授)

藤沢市環境基本計画改定骨子案概略および学習会での意見

藤沢市は「藤沢市環境基本条例」を平成8年に制定し、平成11年度～平成22年度を対象とする「藤沢市環境基本計画」を策定、取り組んできました。この間、私たちの便利で豊かな生活である、大量生産、大量消費、大量廃棄の環境に及ぼす影響が問題となり、国の「循環型社会形成推進基本計画」や「生物多様性基本法」の制定、また「神奈川県地球温暖化対策推進条例」が制定されています。

平成22年度に「藤沢市新総合計画基本構想」が策定され、同計画と整合性がありその理念に即した「藤沢市環境基本計画」の改定（対称期間2011年度～2022年度）と、喫緊の課題の「（仮称）藤沢市地球温暖化対策実行計画」を市は策定します。その骨子案が示され、パブリックコメント募集、10月には説明会が開かれました。藤沢市環境基本計画改定骨子案概略は次の通りです。

1. 総合環境像 「地域から地球に拡がる環境行動都市」

【環境像1】環境に優しく空気や川のきれいな藤沢

【環境目標】

- 1-1 大気の保全：環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること
- 1-2 土壌・地下水の汚染防止：環境汚染のないきれいな土や地下水が確保されていること
- 1-3 緑の保全：身近な緑が保全・再生され、豊かな自然環境の中で生活できること
- 1-4 河川・海の保全：環境汚染のないきれいな川や海が確保され水に親しめる環境があること

【環境像2】快適で潤いのある、住みやすい藤沢

【環境目標】

- 2-1 廃棄物の発生抑制及び適正な処理：廃棄物の発生抑制及び減量・資源化を進め、循環型社会を実現すること
- 2-2 騒音・振動・悪臭の防止：迷惑な騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること
- 2-3 新たな緑の創造：公園や緑地などに新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること
- 2-4 景観の保全及び形成：藤沢ならではの景観を保全すると共に、良好な景観を形成すること
- 2-5 農水産との共存：安心、安全な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

【環境像3】豊かな地域資源を次世代へ継承・発展する藤沢

【環境目標】

- 3-1 里山の保全：水と緑が調和した自然空間があり、四季折々の自然にふれあえること
- 3-2 生物多様性の保全：多様な生物の生息・生育環境の保全のため今ある自然環境に十分配慮し、都市環境・居住環境と豊かな自然とが調和していること

【環境像4】環境への意識が高く、積極的な活動がなされている藤沢

【環境目標】

- 4-1 文化・歴史的資源の活用：文化財や優れた歴史的な遺産が適切に保全され、市民が心豊かに誇りを持って暮らしていること
- 4-2 環境教育の推進：学校や地域、事業所などあらゆる社会の中で、環境教育・環境学習が推進され、環境を意識した行動が広がっていること
- 4-3 環境保全・美化活動：より多くの市民・事業者が環境への関心と意識を高く持ち、さまざまな環境保全活動と環境美化活動が展開されていること

【環境像5】未来の地球環境への投資を行う藤沢

【環境目標】

- 5-1 各主体の力の活用：市民力・地域力・行政力・大学力・企業力を活かした地域からの行動が進められていること
- 5-2 低炭素社会の創造：環境に優しい都市システムによる低炭素社会が創造されていること
- 5-3 再生エネルギーの活用：再生エネルギーの活用とマネジメントが確立されていること
- 5-4 循環型社会の実現：環境への負荷を軽減し未来へつなげる循環型社会が実現されていること
- 5-5 行政の先進的取組の推進：市民や事業者を牽引する行政の先進的取組が推進されていること
- 5-6 低炭素化を誘導するまちづくり：民間事業者を誘導する仕組みが実現されていること

学習会での意見

藤沢エコネットでは藤沢市環境基本計画改定骨子案、藤沢市地球温暖化対策実行計画素案の学習会を10月3日に行いました。そこで出た意見などを紹介します。これらはパブリックコメントに提出されました。

【環境像1】への意見

- ・大気汚染の達成指標を国基準の0.04~0.06ppm以下ではなく、旧国基準の0.02ppm以下にしてほしい。そうでないと、ぜん息等の健康被害はなくなる。
- ・緑の保全では、緑地面積（道路、学校も入っている）を緑被率（実際の緑面積比率）にし、緑を増やしてほしい。

【環境像2】への意見

- ・新しい公害として、バイオ公害の防止を加えてほしい
- ・街路樹は景観、緑の保全を考慮して豊かに増やす
- ・将来残したい区域、場所をまちづくりの中に明記し、開発抑制をしてほしい。

【環境像3】への意見

- ・生物多様性の保全は「達成目標」がビオトープ整備、自然環境の実態調査の実施・公表のみでなく、生物・自然保護を基本にした都市開発の実施をいれる。
- ・市民と行政と大学研究機関と共同で環境実態調査を行うこと
- ・「環境の経済価値を把握」し、「ただ同然」と考えられがちな自然の価値を金銭に置き換えることで、開発による生態系の損失や保全・回復にかかるコストを、市場経済に組み込むこと（外部不経済の内部化）が必要である。

【環境像4】への意見

- ・文化・歴史的資源の活用に加えて、自然科学資源の活用を入れる
- ・「ふじさわ総合計画2020」の将来像である「湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢～歴史と文化と自然のネットワークするまち～」にもとづく「歴史と文化と自然のネットワークする博物館」の創設は急務である。40万人以上の都市で、公立の博物館・美術館・文学館のいずれかがない都市は1つもない。
- ・藤沢の歴史的・文化的資源がいま活用されていない。博物館など展示や教材活用場をつくってください。

【環境像5】への意見

- ・環境像5を「未来の地球環境へ、持続可能な社会・藤沢」とする。
- ・自転車の活用を積極的に。自転車道の整備、無料駐輪場の整備、レンタサイクルの活用。
- ・公共交通の整備は路面電車・LRTの整備をすすめてほしい。
- ・温暖化ガスを2022年までに1990年比30%削減は評価できる。 (青柳節子)

淡水魚が生息できる環境を

秋の一日、相模原方面への現地視察会に参加した。

相模川の魚の研究所である神奈川県水産技術センター 内水面試験場を見学した。

この施設は「相模原自然の村」の中にあり各種の実験施設がある。

魚類の生態実験、淡水魚の行動観察の見学コースが設けられている。以前、県のフィッシングセンターの一部やほかの淡水魚の研究部門が平成17年に移設統合されて内水面試験場との名前で整備されたとのこと。

主な研究は

1. 先端技術研究…先端技術を活用した魚類の理・生態研究・生養殖技術の開発
2. 病理・生理研究…魚病診断、ワクチンなど予防対策や治療の研究
3. 増殖・養殖の研究
4. 資源管理研究
5. 環境保全研究
6. 生態系復元研究である。

「ミヤコタナゴ」は国指定の天然記念物であり絶滅危惧で県内最後の生息地である横浜の権田池から緊急避難し、人工授精により生きつないでいる。体長2センチほどで、生きた二枚貝の中のエラに産卵する性質である。主任研究員の勝呂さんは毎日ここで研究をしている。所長のお話と、ビデオでの講義を聞いた後、場内を案内してもらった。

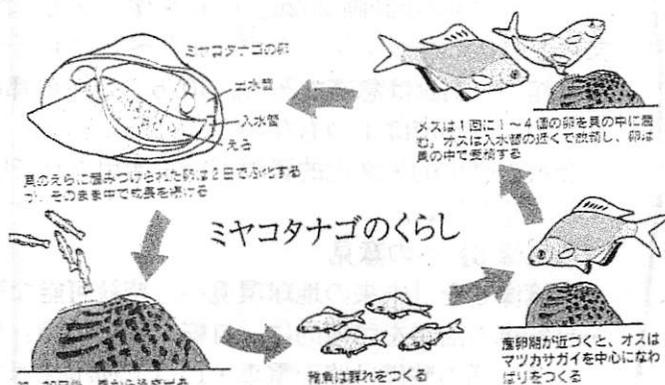
ビオトープはミヤコタナゴが生息するにふさわしく水の流れや、周りの植生、魚道も設置されて中にミヤコタナゴが泳いでいた。もちろんメダカやアメンボウもいた。

ビオトープは自然にしておけばいいのではなく、外来種から守るためにも、いつも手入れをしておかなければいけないことを学んだ。

次は、足の裏を滅菌のスプレーをかけてから、水槽がたくさん並ぶ試験場へ、その中には淡水の魚が種類ごとに飼育されていて、ミヤコタナゴ、ホトケドジョウ（湧き水に住む）、ワカサギなどがいくつもの水槽に飼われていた。

ちょうどアユの増殖があるのでといわれ、その場へ移動。たくさんの雌のアユから黄色の卵子を絞り出してボールに入れ、次はオスのから白い精子を絞り出して卵子にかける、そして柔らかな鳥の羽根でかきまぜる作業をしていた。アユは「年魚」とも書き、1年の寿命であり半年は海で過ごす、川へ登り、産卵したら死んでしまう魚だという。毎日取卵し増殖するわけではないので、良いところが見学できた。

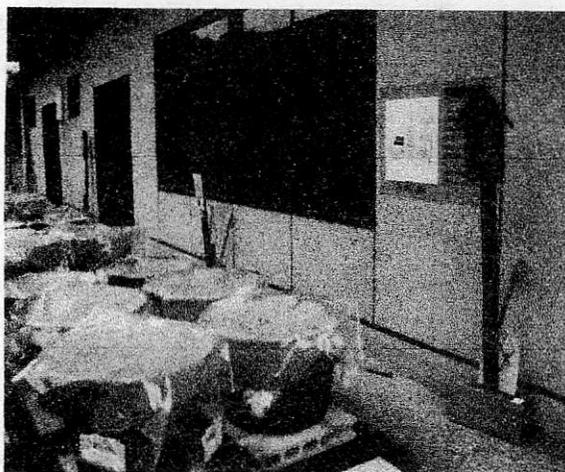
アユは、どうしたらアユが住める



か、増えるかの研究で「冷水病」にかかったり、治すための薬の研究。ウロコの数や数を数えたり、アユの耳石には一日に一本のすじが現れ、生まれてからの日数が分かるが、それを調べて、生まれたところや移動経路を調べている。

外の大きな水槽には神奈川県中の各地のメダカが飼われていてもちろん「藤沢メダカ」もいた。玄関脇の水槽には「キャビア」の親の「チョウザメ」が泳いでいてサメに体が似ているからその名が付けられたが実はサメの仲間ではない。

1mほどの体長で優雅に泳いでいた。これも淡水魚である。



↑ 藤沢メダカのある水槽

種類によってはすぐ餌に飛びつかないでじっくりと見極めてから食べるのもいる。他にもタナゴ、天然記念物であるオオサンショウウオも展示されていた。

この施設の周りは相模川の流れがあり、桜の木があり、畑と山と川の自然がいっぱいで散策も楽しめるどころ、家族で、グループで、また行ってみたい場所であった。

最後は少し足を伸ばして城山ダムへ、上から見下ろし津久井湖の景色を楽しみ、お土産店で地場の野菜などを仕入れてきた。

(日比 遥)



アユの増殖

昼食後、小倉橋まで歩き、秋の空気を満喫した。

次の見学は「相模原市立相模川ふれあい科学館」で40mの大きな水槽にはイワナ ニジマス アユ フナ コイ ドジョウなどの淡水魚がいっぱい、餌やりの時間になり、水槽の上から少しづつまいて食べる様子が観察できた。



↑ ミヤコタナゴの水槽

武田薬品汚染排水に対する公害防止の観点を欠いた横浜地裁‘棄却’判決

武田問題対策連絡会 代表 小林麻須男

10月6日、横浜地裁で、武田薬品研究所汚染排水の公共下水道への排出差し止め裁判の判決が出された。判決は棄却となり、市民の公害防止のための市民協定を無視し、武田薬品研究所汚染排水の垂れ流しを容認する不当判決であるといわなければならない。

①、市民と結んだ公害防止協定よりも都市計画法、下水道法を優先する不当判決

昭和53年、藤沢市は住民との間で、「大清水浄化センター（公共下水道処理場）へは、公害の発生を防止するため、本処理場には工場排水は受け入れない」ことを協定し、武田薬品を含む市内50社との間で「工場から排出する排水の内、厨房、便所及びその他生活系の排水以外の洗浄用、冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水（工程排水）等については本処理場へは受け入れない」との協定を締結した。

しかるに今回、藤沢市は武田薬品が工場を廃止し、研究所を作ったのだから、協定は効力を失ったとの理由で武田薬品研究所排水を受け入れるとの決定を行った。判決もこの市の主張を支持し、「事業主である地方公共団体は、これらの者に公共下水道を使用させる義務を負うのはもとより、公共下水道の利用を励行すべき立場にあるといえる。」と述べ、工場排水を受け入れないとする市民と結んだ公害防止協定よりも都市計画法や下水道法を優先させ、武田薬品の汚染排水の受け入れを支持した。本来、上乘せ協定は、当該法律よりも上位に有るべきものであるにも係わらず、このような判決は、同じ協定を結んだ武田薬品以外の49社との協定破棄に道を開くものであり、市民の闘いで勝ち取った上乘せ公害協定を骨抜きにする不当判決であると言わなければならない。

②、武田薬品研究所排水を公害汚染排水と認めない横浜地裁判決

藤沢市と武田薬品は、研究所から排出される排水は、「研究所排水は工場排水ではないから協定違反にはならない」「研究所排水は生活排水と同じだから協定違反にはならない」と強弁している。市民は裁判で、研究所排水の方が工場排水より数倍も危険な公害汚染排水で有り、一般生活排水と同じどころかより危険な特別管理廃棄物で有ると主張してきた。しかるに判決は、武田研究所の排水が、バイオ・遺伝子組み換え排水、創薬開発のための30数種類の化学薬品排水、RI排水、薬品・病原菌を投与された実験動物排泄物など複合汚染された公害を引き起こす危険な排水で有ることを認めず、一般的な公共下水道排除基準をクリアすれば受け入れられるとしている市の主張を擁護している。排水の水質検査にしても、水量、温度、pH程度で適切な水質検査が実施されていると認定している。武田薬品研究所排水を公害汚染排水と認めない横浜地裁判決は、肝心の危険性を見落としているところに問題がある。

③、危険な研究所排水の公害防止は、排出前の出口自社処理、循環再利用がもっとも効果的

判決は、大量の水で薄めれば公共下水道に流せるという判断を支持しているが、薄めれば薄める程、公共下水道で危険物をキャッチすることは困難になり、結局、江の島の河口に沈殿・堆積すると言うことになる。住民は、裁判で、研究所内に自社廃水処理装置を設け、バイオ危険物を門前で回収することが公害防止にとって最も効果的であると訴えたが、横浜地裁判決が公害防止の観点を欠落させ、不当判決に至ったところに問題がある。

④、今後の闘い

横浜地裁の不当判決に対し、今後は、控訴も含め武田薬品研究所汚染排水に対する公害防止の闘いを発展させてゆかなければならない、と考えている。



2010年10月29日

藤沢市長 海老根 靖典 様

武田問題対策連絡会

代表 小林麻須男

連絡先 藤沢市亀井野 1371-5 電話 0466-44-0375

動物焼却炉の稼働を止めるよう

武田薬品工業に強く指導することを求めます

武田薬品工業(株)はバイオ巨大研究所を2011年から稼働するとして、周辺住民の不安、安全を求める要望、情報公開等に答えず、強硬に建設をすすめています。

その上、9月には、藤沢・鎌倉市と武田薬品工業との間で準備中の環境保全協定を結んでいないのに関わらず、予告せずに発電機を稼働させるという暴挙を行いました。その上、12月には焼却炉を試運転させると通告しています。このように周辺住民への配慮をせず、行政との環境保全協定前に既成事実を積み上げるなど、武田薬品工業の横暴ぶりは目に余るものであり、とうてい許す事ができません。

8月には近隣住民団体から1万を超える動物焼却炉反対の署名要望が提出されました。しかし藤沢市は、武田薬品工業の取締役役に近隣住民の意向を伝えただけで、その後の市の指導が伝わってきません。武田薬品工業と近隣住民団体との話し合いが開かれた事は聞きましたが、そこに行政は出席しなかったと聞きます。

近隣住民の要望を真摯に受け止めるならば、住民と行政、武田薬品工業3者の会合を引き続き開くなど、リスクコミュニケーションを十分におこない、大量の動物を住宅地で焼くと言う公衆衛生上の問題点も考慮して話し合い、焼却炉を稼働させないよう、強く指導してください。

子や孫が毎日、動物焼却炉稼働による精神的、肉体的苦痛を受ける事のないよう、良好な湘南の地が汚されることのないよう、強く求めます。

環境フォーラム **地球温暖化を地域から考える**

第1部 講演＝ミクロネシア連邦における地球温暖化の影響

エマニュエル・モリ氏 (ミクロネシア連邦大統領)

座談会エマニュエル・モリ氏 廣海十朗氏 海老根靖典氏

第2部 基調講演「藤沢のナウマンゾウと気候」樽 創氏 (県立命の星・地球博物館主任学芸員)

パネル討論 「地球温暖化と自然環境」

・樽創氏 (命の星・地球博物館主任学芸員) ・堀由起子氏 (新江の島水族館長)

・勝野武彦氏 (日大生物資源科学部教授)

とき 11月5日(金) 13:30~16:00

ところ 日本大学生物重科学部 本館4階大講堂 先着400人

主催 藤沢市・日本大学生物資源科学部 問い合わせ/0466-50-3506



NO2 測定菅づくり

毎年12月と6月に空気の汚れを測定しています。測定菅づくりをします

とき 11月11日(木) 13:30から ところ 藤沢橋測定局

主催 藤沢の空気を考える会 ☎沢野井 25-9187



武田薬品対策連絡会

11月8日(月) 18:30から 市民活動推進センター 連絡先 080-5099-4264

武田薬品工業(株)と締結する**環境保全協定の草案**があります

各市民センター 藤沢公民館 村岡公民館でご覧になれます 市ホームページからも。

意見を11月20日までにお寄せ下さい 藤沢市環境保全課 fax 50-8118

いま、動き出そうー自治基本条例制定に向けてー

講演とシンポ 「地域主権の時代を拓く」

講師 逢坂誠二氏 (総務大臣政務官・衆議院議員・元ニセコ町長)

シンポジウム 小泉親昂氏 (コーディネーター) ゲスト鎌倉市議 早稲田夕季氏 (民)

石川寿美氏 (ネット) 高野洋一氏 (共) 高橋浩司氏 (無所属の会) 渡辺隆氏 (無)

日時 11月20日(土) 13:30-16:30 場所 鎌倉商工会議所 地下ホール

主催 鎌倉市民フォーラム 会費500円

藤沢エコネットお知らせ

COP10が終わりました。その学習会を計画しています

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議 11月10日(水) 17:30~ 市民活動推進センターにて

《編集後記》真夏から一足飛びに冬の到来。台風も次々と到来。穏やかな秋晴れは一瞬のよう。エコネットニュースは2011年1月に、一足飛びではなくコツコツ毎月休みなく、ここ約17年かけて200号を迎える。1994年に藤沢エコネットが発足後、ニュース発行が始まった。1号~100号までは総合図書館に寄贈し保管されている。200号記念の企画を練っているが、藤沢の環境の歴史を感じる号としたい。ついては今までに原稿を寄せてくださった方々等から、是非当時の思い出や感想、またまたエコネットへのお叱り、これからの夢など何でも結構、コメントをお待ちしています。(A)